

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

入札説明書に関する質問への回答(第2回)

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	5	2	8							提案施設について	第1回質問時の「入札説明書に関する質問への回答No.6」にて、提案内容を最終的に個別対話等の機会を確認することとしていますが、第2回個別対話後に提案内容の変更等が生じた際には、別途協議の場を設定し確認する必要があるということでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。原則、書面での回答ができる個別対話の機会に確認することとしますが、協議を随時行うことは可能です。なお、市との協議をしていない提案を妨げるものではありません。
2	5	2	8							提案施設	提案事業は、提案施設を設けずに、付帯施設との組み合わせで、提案することも可能でしょうか。	具体的な想定等について、個別対話等の機会に本市と協議ください。基本的に、提案施設を設けるかどうかに関わらず、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した事業は自主事業とします。一方で、付帯施設で実施する事業は付帯事業となります。
3	7	2	14	2						利用者から得る収入	利用料金は、SPCでなく、構成企業や協力企業の収入にすることはできないという理解でよろしいでしょうか。(要求水準書(案)に関する質問への回答NO.13により飲食のみ条件付き可能。入札説明書に関する質問回答NO.13では不可。)また、イベント・市民参加・環境学習、自主事業、提案施設の運営、付帯事業に係る売上等に関しては、構成企業や協力企業、付帯事業実施企業の収入としてもよいという理解でよろしいでしょうか。(入札説明書に関する質問回答NO.12によると、付帯事業は可能で、自主事業は事業者提案とあり、提案施設に関してはどのような取り扱いとなるか)	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。
4	9	2	14	7						表1本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	使用料(事業者から市への支払い)について、「なし」と「無償」の違いをご教示ください。	「なし」は、料金設定自体がないもの、「無償」は、料金設定において無償と判断したもの、という違いがあります。
5	13	3	2	6						付帯事業を行う者	入札説明書等に関する第1回質問への回答のNo.35に「付帯事業実施企業の要件として、「付帯事業実施に必要となる資格及び資格者を有すること。」とありますが、提案書提出前に資格及び資格者を有する必要(許可、登録、認定等、個人)があるということでしょうか。その場合は、法人をはじめ個人の資格証等も様式2-7に添付するという理解でよろしいでしょうか。」という質問に対して「お見込みのとおりです。」という回答がございました。入札参加企業が付帯事業実施企業として参加申請し、実際の施設運営は再委託先の企業が行う場合においては、参加申請時点では資格証等の提出は必要なく、再委託先の企業が資格を保有していれば宜しいでしょうか。参加資格申請時点で資格証等の提示が必須とされた場合には、付帯事業の実施は困難であると考えております。	お見込みのとおりです。施設所有者である付帯事業実施企業から、テナントへ再委託を行う提案の場合、参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の提出時点において、当該資格の提示は不要とします。
6	19	5	2	9						入札提案審査に係る提出書類の受付期間、場所及び方法	第1回質問回答において、令和5年9月15日(金)よりも後には入札を辞退できないとありますが、令和5年9月16日以降も努力したが、どうしても入札価格の調整ができず予定価格を超過してしまう場合には、辞退の手続きを踏まず、不参加ということでも良いのでしょうか。	期日より後に辞退をすることは認めていません。併せて、入札説明書に対する質問への回答No.7もご参照ください。
7	19	5	2	9	(5)					入札書類審査に係る提出書類の受付期間、場所及び方法	辞退届は令和5年9月15日(金)以降の辞退は認めないものとする。となっており、第一回質問回答No.46にて、入札価格が上限額に収まらなくても辞退不可とされているため、15日(金)までに応札・辞退の決断を行うことが求められます。29日(金)までの2週間以内に、上限額に収める減額調整が色々できるため、辞退届の期日を延ばして頂けないでしょうか。	辞退届の期日を令和5年9月29日(金)に変更します。
8	20	5	2	11						プレゼンテーション及びヒアリングの実施	第一回入札説明書に関する質問回答No.48にて、「スライド作成は可能としますが、提案書の内容以外の掲載は認めません」と回答されていますが、提案書に記載のない新たな提案を認めないという意味で、記載済みの提案の文章表現を端的に変えたりスライド向けの図表を作成することは可能という理解でよろしいでしょうか?	文章表現及び図表の要約については、可能です。提案書の内容以外の追加的な掲載は認めません。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
9	26	7	3		(1)					付帯施設	「敷地の一部に堅固な建物等を設置して、付帯事業を行うことを原則とする」とありますが、仮設や什器を設置し、必ずしも付帯事業を行わない場合でも付帯施設としてみなしていただけますでしょうか。 例：利用者は無料で使用できる仮設物、什器	付帯施設を設けた場合は付帯事業を実施することを想定しています。例の場合は収益のない施設の設置とその後の維持管理及び使用料を、事業者負担において実施いただくことになります。なお、収益のない施設は、提案内容によっては、提案施設として提案できる可能性があるため、市との事前の協議を行ってください。
10	26	7	3		(2)					付帯施設の設置管理許可期間	第一回入札説明書に関する質問回答No.55にて「設置管理許可期間は最長10年であることから、更新については市と協議することを前提とし、計画ください。」と回答されていますが、つまり解体・撤去費用を含め最長10年で計画するという理解でよろしいでしょうか。回収期間が長く投資のしやすい20年の方が事業者にとっては望ましいです。	前段：お見込みのとおりです。 後段：原案どおりとします。事業者の提案により20年で計画いただくことも可能ですが、設置管理許可の期間は10年であり、市が許可の更新を保証するものではありません。
11	26	7	3		(4)					事業内容の変更	「原則、事業内容を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により実行が困難となった場合、事業者は本市の書面による承諾を得たうえで変更できるものとする。」とありますが、企業の指名停止や倒産等が生じた場合、事業実施企業の変更は可能でしょうか。	付帯事業の実施に係る基本協定書(案)第4条によるものとします。
12	33	9	1							入札参加資格審査	提出する定款は原本証明していないものでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答(第2回)

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	貴市の責めに帰すべき事由による工期変更の費用負担において、銀行との融資契約に係る諸金融費用の他に合理的な金融費用も含まれる認識で間違いありませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
2		○	30	9		81				サービス対価の減額	念のための確認にはなりますが、維持管理期間中のモニタリングによる減額の対象に、施設整備費は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	貴市の回答に別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税相当額を対象として出来高部分を検討するとあり、その中には合理的な金融費用も含まれる認識で間違いありませんでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
4		○	35	12	1	88	4	(2)	ア	本市による本事業契約の終了	本事業契約解除が、本施設の引渡し後にされた場合、事業者は、本市に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成③維持管理及び運営業務のサービス対価」の当該事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。と記載されています。開業準備期間中に事業契約解除となった場合は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成②開業準備業務のサービス対価」の当該事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10が違約金に相当するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の引渡し後で、開業準備期間中(令和8年度中)については、お見込みのとおりです。
5		○	35	12	1	88	4	(2)	ア	本市による本事業契約の終了	開業準備業務の期間は、「事業者が提案した日～令和9年3月末日」と入札説明書P.6に定義されていますが、開業準備業務期間を設計・建設期間と重複して提案し、その間に事業契約解除となった場合、違約金の額は設計・建設業務、開業準備業務どちらに解除事由が起因しているかによって判断されるという理解でよろしいでしょうか。	本施設の引渡し前であれば、第88条第4項第1号が適用されます。
6		○	36	12	1	89	2	(1) (2)	イ	事業者による本事業契約の終了	入札説明書に関する第1回質問への回答の事業契約書に関する質問No.83に「貴市に買い受けをいただく本施設の出来形部分については、設計図書が出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解でよろしいでしょうか。」という質問に対し、「別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります」との回答がございました。本条文は貴市の責めに帰すべき事由により、事業契約が解除となる場合のため、SPC関連費を含む事業を終了させるために必要な費用もご負担いただけないでしょうか。	出来形部分の買い取りについては、原案どおりとします。ただし、事業契約約款(案)第89条第2項第1号イに記載のとおり、「当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち本市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.7についても併せてご参照ください。
7		○	37	12		89	2	(2)	ア	事業者による本事業契約の終了	契約解除までに発生する割賦手数料相当額だけでなく、契約解除から支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用もお支払いいただけませんか。市の責による契約解除を定めた条文であること、市の予算措置の関係で、契約解除から支払日まで相当期間がかかる可能性があることを考慮いただければ幸いです。	未払いの金額相当額については、原案どおりとします。ただし、事業契約約款(案)第89条第2項第2号イに記載のとおり、「本市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
8		○	38	12		91	2	(1)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No87において、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することと回答をいただいておりますが、契約の終了により追加的に発生するブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用もお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。ただし、事業契約約款(案)第92条第2項第1号イに記載のとおり、「当該買取代金によっては填補されず、(中略)のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。
9		○	38	12		91	2	(2)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	契約解除までに発生する割賦手数料相当額だけでなく、契約解除から支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用もお支払いいただけませんか。	未払いの金額相当額については、原案どおりとします。ただし、事業契約約款(案)第91条第2項第2号イに記載のとおり、「不可抗力又は法令変更等と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(第2回)

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	4	53	1		①			基準金利	「基準金利」について「財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする」とあります。「第1回目の質問への回答」を拝見しましたが、PFI事業において使用される基準金利は東京スワップレート(TONA参照)や東京スワップレートフォールバックが一般的かと存じます。再度、本指標でのご検討をいただけないでしょうか。	原案どおりとします。
2	4	53	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.17において、維持管理業務及び運営業務のサービス対価は、第一回目は維持管理業務及び運営業務の開始時期が異なるため金額が異なることご回答いただいておりますが、維持管理及び運営業務は4月から開始されるため、他の支払回と同様3か月間の業務費となると存じます。どのような変動をご想定されておりますでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約約款(案)別紙を修正し、事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(第1回)No.17を撤回します。
3	5	6	1					サービス対価の改定方法	建設及び工事監理業務のサービス対価の改定方法について、第1回質問回答では、改定は着工時の1回のみであり、再スライドは認められないとのことでしたが、貴市及び埼玉県の建設工事標準請負契約約款においては、いずれも12か月後の再スライドに関する規定があることから、再スライドについてご再考いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
4	5	67						サービス対価の改定方法	【建設及び工事監理業務サービス対価の改定方法】第1回質問回答で、改定は1回のみで、再スライドは認められないとのことでした。貴市及び埼玉県の建設工事標準請負契約約款では、再スライドに関する規定がございます。サービス対価の改定方法に柔軟にご対応ご検討をお願いいたします。直近の経済環境は内閣府より令和2年7月7日「府政経シ354号」が示されたばかりでありますご検討ください。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
5	5	67						サービス対価の改定方法	提案書提出時と各業務着工時期の指標を比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う、とありますが、例えば建設工事の各業務の着工時期にそれぞれ物価変動に応じた改定の計算を行う、との理解でよろしいでしょうか。建設工事期間中の物価変動による影響は無視できないため、工事期間中の改定についてご検討ください。	前段: 事業契約書を修正します。 後段: 事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
6	5	67	1					余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価	インフレスライドについて着工時の他に工事期間中にも適宜実行して頂きたい。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
7	5	67	1					サービス対価の改定方法	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定方法について、第1回質問回答では、改定は着工時1回のみと記載がありますが、建設工事期間中の物価変動リスクを考え、工事期間中の改訂についてご検討をお願いいたします。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
8	5	68						サービス対価の改定方法	【維持管理及び運営業務のサービス対価の改定】サービス価格指数の変動が前年度比3.0%以上の差が生じた場合において改定を行う、とありますが、他事業と比較して改定を判断する幅が広いと思料します。建設業務等と同様に1.5%として頂くことをご検討ください。維持管理及び運営業務は人件費ウエイトが大きくサービス質向上維持にご配慮ご検討ください。	原案どおりとします。
9	5	68						サービス対価の改定方法	維持管理及び運営業務のサービス対価の改定について、サービス価格指数の変動が前年度比3.0%以上の差が生じた場合において改定を行う、とありますが、他事業と比較して改定を判断する幅が広いと思料します。建設業務等と同様に1.5%として頂くことをご検討ください。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.8をご参照ください。

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
10	5	68	2					サービス対 価の改定方 法	維持管理及び運営業務のサービス対価の改定について、サービス価格指数の変動が前年度比3.0%以上の差が生じた場合において改定を行う、とありますが、設計及び建設・工事管理業務と同様に「1.5%以上の差が生じた場合」に変更することをご検討頂くことは可能でしょうか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.8 をご参照ください。
11	5	68	2					サービス対 価の改定方 法	維持管理及び運営業務のサービス対価改定の考え方について、サービス価格指数の変動が前年度比3%以上の差が生じた場合に改訂する記載がありますが、1.5%以上の差が生じた場合に改訂いただきたく、ご検討をお願いいたします。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.8 をご参照ください。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	○			8	1	4		(4)				表1-2	必須施設と付帯施設を合算した場合の施設整備費・維持管理費は、面積按分など根拠を示し、「必須」「付帯」の整理をすればよろしいでしょうか。	事業の性質が異なることから、必須施設及び提案施設と付帯施設の合算は原則不可とします。
2	○			18	2		1	(1)	ク			業務の対象範囲	第1回質問No13の回答で「事業者が主体的に実施してください。」と記載がありますが、要求水準書には「本市が市民や議会等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は…」と記載されています。貴市が主体的に実施する説明会に、事業者が協力するイメージとして捉えておりましたが、いかがでしょうか？	お見込みのとおりです。第1回質問回答を撤回します。
3	○			19		2	1	(3)				設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	本項目では公園の設計体制について記載されていますが、余熱についての記載はございませんでしょうか。	(3)設計体制と主任技術者の設置・進捗管理のウ。が該当します。
4	○			19		2	1	(3)	ア	(ア)		公園施設の設計業務	技術士(建設部門(造園部門または都市計画及び地方計画部門))と記載されていますが、部門の中に選択科目があり、造園という科目はありません。以下のような表記に変更頂けますでしょうか。技術士(建設部門(選択科目:都市及び地方計画または環境建設)) 環境建設科目の内容は「建設事業における自然環境及び生活環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関する事項」であり、公園設計業務に合致しています。	建設コンサルタント登録規程により、造園部門の登録に必要な技術士は選択科目を都市及び地方計画とするものに限るものとします。よって、技術士(建設部門(選択科目:都市及び地方計画))と要求水準書を修正します。
5	○			19		2	1	(3)	ア	(ア)		公園施設の設計業務	公園施設の設計業務を担う者の資格に、RCCMが挙げられていますが、都市公園等の計画・調査・設計業務において、管理技術者及び照査技術者に必要な知識・技術を有する者として2016年に国土交通省に認められているRLA(登録ランドスケープアーキテクト)の資格も追加頂けますでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)のNo.4の回答で示した要件と致します。
6	○			19		2	1	(3)	イ	(ア)		調整池の設計業務を担う者が満たす要件	要求水準書に関する質問への回答No.14にて、調整池の設計業務を資格保有者がいる企業に再委託する場合は、再委託先の企業名、氏名、資格名等を明らかにすること、と回答されていますが、明示が必要なのは参加表明時でしょうか。	参加表明時点での明示は不要です。具体的な再委託先の企業名、氏名、資格名等は設計着手前までに明示してください。
7	○			19		2	1	(3)	イ	(イ)		調整池の設計業務	(イ)配水池又は調整池を建設する工事における設計実績を有すること。と記載されていますが、配水池は水道施設であるため「調節池」に変更頂けますでしょうか。	配水池、調節池又は調整池を建設する～に要求水準書を修正します。
8	○	○		23	2		3	(3)	オ	(ア)		電力	新ごみ処理施設工事棟に設置するキュービクルからの引き込みと記載がありますが、余熱利用施設にはキュービクルはなく、分電盤や制御盤のみとの理解でよろしいでしょうか。 余熱利用施設にキュービクルがない場合には添付資料7の受変電設備の点検もないもの(設備自体がない)との理解でよろしいでしょうか。	第1回個別対話結果No.48の回答をご確認ください。
9	○	6	○	30	2	4		(2)	イ	(工)	a	電話・施設内放送・テレビ受信設備	電話等弱電設備の引き込みについて、資料6及び閲覧資料9では取り合い点が示されていませんが、新ごみ処理施設とは別に余熱施設側で直接引き込む計画との理解でよろしいでしょうか。	現時点ではお見込みのとおりですが、詳細は設計時に協議します。
10	○			33		2	4	(2)	エ	(オ)	d	熱利用設備のメンテナンス他について	熱利用設備のメンテナンスや更新については、施工した範囲を見込んでおけば宜しいでしょうか。ごみ処理施設側でご計画されているようでしたらご提示ください。	前段において、お見込みのとおりです。それぞれの事業範囲について、それぞれの事業者がメンテナンスを行うものとします。
11	○			33		2	4	(2)	エ	(オ)	e	工場棟から供給する高温水について	ごみ処理施設からの熱供給を受けるための設備検討をするため、システムフロー図等、資料をご開示ください。 ご開示頂けず、要求水準書等で見込むことができない費用が発生した場合は貴市の負担でよろしいでしょうか。	前段:設計中のため、開示できるものはありません。 後段:要求水準書第2.4.(2)エ(オ)熱利用設備、添付資料8及び閲覧資料9をご参照いただき計画してください。
12	○			33	2	4		(2)				設備計画の考え方	本提案では、1つの敷地内に2つの建物を別棟で計画するが、それぞれが渡り廊下で接続される。新ごみ処理施設で計画されている渡り廊下は、2つの建物が別当扱いとなる基準を満たしており、かつ、消防との協議がされているという認識で宜しいか。	ごみ処理施設の事業者が消防との協議を行い、別棟として扱えることの確認が済んでいます。
13	○	8		33	2	4		(2)	エ	(オ)	e	熱利用設備	余熱の供給について、平常時において、要求水準書及び、資料8で示された高温水供給に関する条件は、24時間一定と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
14	○			37	2	4		(3)	イ	(ア)	f	大浴場	温浴施設の濾過系統について、男女それぞれの浴室で配置した同じ種類の浴槽は、一つの浴槽として濾過系統の計画を行うことが一般的に行われていますが、本事業においても、そのような計画とすることは可能でしょうか。 また6月修正版の要求水準書の文中の記載内容が、「f.各槽器を設けること。」となっております。	前段：不可とします。 後段：各槽にろ過器を設けること。に要求水準書を修正します。
15	○			37	2		4	(3)	イ	(ア)	m	炭酸泉	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答NO.51に、「当面の炭酸泉装置に必要な二酸化炭素の供給は事業者とし、」とありますが、当面とされている具体的期間をご教示ください。(あるいは事業者の業務範囲として本提案において見込むべき期間)	新ごみ処理施設からの供給は未定のため、炭酸風呂を設置する際には、事業期間全体を通して本施設の事業者が実施することとして見込んでください。供給元の変更については、新ごみ処理施設からの供給が可能となった際に協議します。
16	○			37	2	4		(3)	イ	(イ)		広間	「b・・・諸室の分割等の提案も可とする。」「f.畳敷きとし、・・・」とありますが、諸室を分割した場合、一方の諸室を畳敷きとすればよいという理解で宜しいでしょうか。	諸室を分割した場合、どちらの諸室も畳敷きとなるようにしてください。
17	○			39	2	4		(3)	オ			飲食機能	「(カ)広間においても、飲食を提供すること。・・・」とありますが、要求水準書の広間の「b・・・諸室の分割等の提案も可とする。」「に従い、諸室を分割した場合、一方の諸室に飲食を提供すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	諸室を分割した場合、どちらの諸室も飲食の提供ができるようにしてください。
18	○			41		2	4	(3)	キ	(ウ)	b	公園管理室	公園内に別棟として設けることも可とする。と記載されていますが、別棟として整備する場合、様式J-1-1「初期投資費見積書」や様式J-2「収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書」上、整備費や維持管理費は公園側に計上すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	○			41	2	4		(3)		(ウ)	b	公園管理室	公園管理室を公園内に設ける場合の建設費は、公園工事費と整理し、年度毎の出来高払いになると考えればよろしいでしょうか。	事業者決定後、国と具体的に協議することとなりますが、現時点ではお見込みのとおりです。
20	○			41	2	4		(3)		(ウ)	b	公園管理室	公園管理室を公園内に設ける場合の建設費は、HP「公園とみどり」に「補助対象施設」と表記されているため、補助対象施設と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)のNo.19の回答をご確認ください。
21	○			41	2	4		(3)		(ウ)	b	公園管理室	公園管理室を公園内に設ける場合の維持管理運営費は、公園の維持管理運営費として整理すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○			47		2	5	(1)	オ	(ア)		植栽計画	樹木等の植栽計画にあたっては、植栽に関する専門的な知識を有する者の意見を取り入れて設計に反映すること。と記載されていますが、第一回個別対話の結果No.17では、コンソーシアムメンバー以外の助言機関は明記不可となっております。助言機関の設置は市が推奨するものと認識しておりますが、提案書上、明記すべきでないのでしょうか。	提案書に植栽に関する専門的な知識を有する者の明記は不要です。
23	○			47		2	5	(1)	オ	(ア)		植栽計画	入札説明書に関する第1回質問への回答の要求水準書に対する質問No.78において「落札後の協議で費用増を伴う変更が発生した場合はサービス対価の増額はありますでしょうか。」に対して「サービス対価の増額は想定していません。」との回答がございましたが、落札後の貴市との協議の中では入札時のコストから大きく変わるような費用の増減は起こらないという想定であるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	○			47	2		5	(1)	オ	(オ)		植栽計画	貴市で管理されている首賭けイチヨウの苗木につきまして、89本の現状の生育状況をご教示ください。	令和5年4月末時点で20～30cm程度、6月末時点で40cm～50cm程度の高さに成長しています。生育が遅く20cm未満のものもありますが、いずれも生育状況は良好です。
25	○			48		2	5	(2)	エ			汚水排水設備	公園からの汚水排水は、下水道料金を支払う必要があるでしょうか。	支払いが必要です。
26	○			48		2	5	(2)	オ			雨水排水設備	公園からの雨水排水は、下水道料金を支払う必要があるでしょうか。	支払いは不要です。
27	○			50		2	5	(3)	エ			水遊び場	水遊び場として、噴水、じゃぶじゃぶ池、多様な流れを楽しめる小川等を設置する場合、じゃぶじゃぶ池や小川では、井水を利用することが考えられます。このための、井戸の掘削は可能でしょうか。	埼玉県条例等の範囲で利用可能です。
28	○			51	2		5	(3)	オ	(イ)		バーベキューエリア	器具のレンタルや食材の提供する施設は、要求水準書P8「表1-2本事業におけるサービス対価・運営収入の対象」の公園必須施設「バーベキューエリア」に記載の通り、施設整備、維持管理、運営、水光熱費はサービス対価に含まれると考えてよろしいでしょうか。	器具レンタルと食材提供のみを行う施設の場合、付帯施設となります。なお、提供方法等により異なるケースも考えられますので、具体的な提案内容について個別対話の機会にご相談ください。



No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
29	○			51	2		5	(3)	オ	(イ)		パーベキューエリア	パーベキューの器具レンタルや食材提供する施設は、HP「公園とみどり・補助対象施設」の「休養施設」に位置付けられると解釈できるため、補助対象施設と考えてよろしいでしょうか。	国土交通省の判断によるため、詳細は設計時に協議します。
30	○			51		2	5	(3)	カ	(工)		調整池機能	井水を利用したじゃぶじゃぶ池や小川を調整池機能のあるエリアに、平時の公園機能として配置した場合、排水は調整池を経由し放流することとしてよろしいでしょうか。	井水を雨水排水として放流することが可能かどうかは、法令等をご確認ください。 なお、雨水排水とする場合は、調整池の必要対策量の確保と、要求水準書第23(3)エ. 雨水排水の許容放流量を厳守してください。
31	○			51	2		5	(3)	キ	(ア)		本多静六博士を顕彰する森	利用者は園路だけでなく森の中にも入れるイメージでしょうか？貴市の考える「本多静六博士を顕彰する森」の利用イメージについてご教示ください。	森の中も散策ができることをイメージしています。
32	○			52	2		5	(3)	ク	(ア)	b	園路	要求水準書に「四阿」と記載されていますが、大屋根の設置も可能でしょうか？	可とします。
33	○			53	2		5	3	ケ	(イ)		エントランス	メインエントランスの位置は、北側新設道路に面する側に設けることも可能でしょうか。	可とします。要求水準書に追記します。
34	○			54	第2	5		3	ソ	(ア)		その他	提案施設については、第1回個別対話結果にて「提案施設の内容によっては、利用料金を徴収することも可とする」とありますが、利用料金徴収可否の基準をご教授いただけますでしょうか。	提案施設は公共施設として整備するため、原則として、無料で利用できる施設を求めています。具体的な基準は設けていません。
35	○			57		2	8	(1)	ア			基本設計	基本設計に係る書類の提出物について、造成計画や植栽計画等がなく、余熱施設の内容になっていると思われるので修正お願い致します。	要求水準書に追記します。
36	○			57		2	8	(1)	イ			実施設計	上述の基本設計同様、余熱施設の内容になっており、公園が不足していると思われるので修正お願い致します。	要求水準書に追記します。
37	○			59		3	2	(2)				工事計画策定に当たり留意すべき項目	要求水準書に関する質問への回答No.100にて、新ごみ処理施設建設によって発生した残土を本施設建設及び公園整備の埋め戻し等に利用させていただくことは可能であり、新ごみ処理施設側との協議となっていますが、整備費の積算上、いつどのくらいの残土が引き渡されるのか情報が必要ですので、ご教示頂けますでしょうか。	現時点では残土量等は未定です。工事期間中、残土が発生した場合に、利用について協議します。
38	○			59		3	2	(2)				工事計画策定に当たり留意すべき項目	要求水準書に関する質問への回答No.102,103にて、新ごみ処理施設側との仮設資材の兼用や仮設事務所合築は、事業者決定後協議と回答されており応募段階で決められませんので、事業計画書上は兼用や合築は行わない前提で計画することが条件という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	○			65		3	8	(2)	ア	(ウ)		完成時の提出書類	完成時の提出書類が余熱施設の内容になっており、公園が不足していると思われるので修正お願い致します。	要求水準書に追記します。
40	○			75	5		3	(2)	ケ			定期保守点検業務	排水ポンプ設備の点検内容は動作確認及び絶縁抵抗測定を行い、異常の有無を判別するといった内容でよろしいでしょうか。	具体的な点検の内容については、事業者の提案によるものとしますが、排水機能に支障が生じないように維持管理してください。
41	○			76		5	5	(2)				芝生・植栽管理業務	市によって本事業敷地の一部は建設残土により盛り土されるようですが、植物が育つか懸念しております。土質に関する情報を提供頂けますでしょうか。	盛土するための土は、UCR(株式会社建設資源広域利用センター)を通じて受け入れております。地質の試験項目等については、UCRのホームページをご確認ください。
42	○			80	5		6	(4)	ク			清掃業務(公園)	除塵機というのはどのくらいの規模のものでしょうか、また定期的にはどの程度の頻度でしょうかご教示ください。	規模は未定です。 頻度は添付資料7を参考としてください。
43	○			80	5		6	(5)				廃棄物処理業務	余熱利用施設及び公園管理区域内に大規模な不法投棄(タンス・ソファ等・ベッド・大型家電・自転車・車両など)があった場合の処理をおこなうのは貴市でしょうか事業者でしょうか。	市で処理します。
44	○			81	7			(2)	イ	(ウ)		防災点検の違いについて	消火器・火災報知器等の点検を定期的に行うとは、年1回の法定点検とは別に実施するもので、外観チェックなどの日常チェックという理解でしょうか？	事業者の提案によるものとします。
45	○			82	7			(3)		(イ)		公園の警備について	通年及び全日で警備を行うとは、日中は監視カメラによる記録や監視、職員による巡回で、夜間は無人での監視カメラによる記録や管理事務所の機械警備という理解でしょうか？	事業者の提案によるものとしますが、ご提案のとおりで問題ありません。
46	○			82	7			(3)		(ウ)		公園の警備について	公園は、「施設管理用カメラや機械警備システム(警報装置)等により監視業務を行うこと。」とありますが、施設管理用カメラについては、夜間は無人のため、カメラによる記録のみという理解でよろしいでしょうか？	事業者の提案によるものとしますが、ご提案のとおりで問題ありません。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
47	○			87	6		1	(8)	オ	(ウ)		プール監視について	「プール監視員に対しては、警備業法及び関連法規に従い、プール監視に係る専門的な知識も含め、開業前に、講習を必ず実施すること」とありますが、専門的な知識の講習をうければ、警備員ではなくても良いという理解でしょうか？	プール監視員に対しては、警備業法及び関連法規に従ってください。
48	○			91	6		2	(7)	イ	(ア)		総括責任者	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.122にも記載がありますが、維持管理・運営期間は日々の貴市との窓口や本施設運営に係る対応は施設責任者が担うことが通常と思われませんが、運営企業が必ずしも代表企業を務めるわけではなく、総括責任者は必ずしも代表企業から選出しなくても宜しいでしょうか。 (総括責任者は(ウ)に記載の通り、維持管理・運営に精通した人物が務めるべきであり、維持管理・運営企業以外の企業の職員が務めることは適当ではないと思慮します)	総括責任者は、P91に記載のとおり、維持管理業務及び運営業務を円滑に進めるべく、本事業全体を統括し、マネジメントする役割を期待しています。
49	○			91	6		2	(7)	イ	(ア)		事業全体の統括	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.122に、「総括責任者は、代表企業からの選出を想定しています。」とありますが、維持管理業務及び運営業務を円滑に進める役割であることから、代表企業に限定するのではなく、維持管理業務や運営業務を担当する構成企業も統括責任者になることが可能としていただけませんか？	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)No.48をご参照ください。
50	○			##		7						付帯事業	公園管理室を別棟で公園内に整備し、公園の運営事業者が付帯事業を行う場合、公園管理室と付帯事業建物にそれぞれ職員を配置し利用者の受付を行うことは非効率的であるため、公園管理室で付帯事業の受付業務を兼ねてもよろしいでしょうか。	付帯事業において占有する部分がない場合に限り、認めます。
51		7										警備機器の保守管理	添付資料7の主な維持管理業務項目一覧の2(2)①電気設備のviii)警備・防災設備の警備とは、6(1)の機械警備以外の防犯カメラや出入管理システムという理解でしょうか？	お見込みのとおりです。
52			2									閲覧資料2	軟弱地盤解析報告書において、公園エリアにおける円弧滑り検査を行っておりますが、余熱利用施設エリアについては、円弧滑り検査がされておられません。余熱利用施設エリアについては、円弧滑りの恐れがないものとして検査することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。公園エリアと同等と見込んで検査してください。
53			6									閲覧資料6	市道菖蒲1525号線は道路廃止とあります。工事用車両以外の一般車両の通行が出来なくなる時期について、ご教示下さい。	道路廃止時期と同じ令和8年3月を想定しています。
54			10									閲覧資料10	全体工程表 2-1 土木・建築工事に、②造成・軟弱地盤対策工事の記載があります。予定されています②造成・軟弱地盤対策工事について、具体的内容をご教示下さい。	余熱利用施設の範囲は盛土造成工事のみを予定しています。
55			10									閲覧資料10工事について	R5～R8、9まで土ストックヤード、既存樹木の仮移植地となっておりますが余熱利用施設建設にあたり工事に支障をきたすと思われます。着工時にはご配慮頂きますでしょうか。	基本的にお見込みのとおりですが、市が別途行う新設道路工事及び水道工事、新ごみ処理施設の工事関係者との調整があることをご承知おきください。
56			11									新ごみ処理施設との敷地境界計画書_230619	新ごみ処理施設と公園の敷地境界部は、新ごみ処理施設の外構が斜面状になり、越境していますが、これはイメージ図として理解し、新ごみ処理施設外構部の公園との境界線の高さは、一律TP+12.1であると考えてよろしいでしょうか。	新ごみ処理施設から公園に向かう外構部は、当該資料の図面のとおり、斜面上の構造となります。各斜面のGL、境界部の高さは、公園の高さをT.P.+10.9と仮定した場合のものとなります。
57			14	15								市内既存施設の年間利用状況	参考資料として市内既存施設の年間利用状況をお示しいただきましたが、貴市としてこれらの年間利用者全てが余熱利用施設を利用するというお見込みでしょうか。	あくまで参考としてお取り扱いください。
58			14	3.4								水道使用量	菖蒲温水プールアクレと鷺宮温水プールの水道使用量をご開示頂いておりますが、水道使用料もご開示ください。	公表できる資料がないため、水道使用量を参考にしてください。
59			14									市内既存施設の年間利用状況	第一回閲覧資料に対する質問への回答No.146にて、市内既存施設が本施設の供用開始をもって集約されると回答されておりますが、閉館という理解でよろしいでしょうか？	久喜市公共施設個別施設計画では、余熱利用施設に機能を移転・集約後、いずれの施設も令和9年度に建物を除却となっております。
60			14									閲覧資料14	2022年度の利用人数、及び、各施設の水道使用量、下水道使用量を公開していただけないでしょうか	2022年度(令和4年度)の利用人数、利用料金収入及び水道使用量を公表します。閲覧資料14に追記します。
61			16	6			5	9				新ごみ処理施設の基本設計	公園での紙芝居や公園散策等、公園を利用しているイベントを計画されていますが、その他に公園を利用しているイベントの計画がございましたらご教示ください。	イベントの計画は未定です。あくまで参考としてお示した資料であることをご承知おきください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
62													建物の避雷設備について、新ごみ処理施設により余熱施設も含めた避雷設備が計画されていると考えてよろしいでしょうか。計画されている場合、計画されている避雷設備の内容をお知らせください。	新ごみ処理施設は新ごみ処理施設の建物のみで計画しています。余熱利用施設は建築物の高さや構造などから、避雷設備の設置を検討してください。
63													新ごみ処理場はビル管理法の適用を受けていますでしょうか。	ごみ処理施設(工場棟)は「工場」のため、現時点ではビル管理法の適用は受けないと考えています。なお、管理棟は別にありますが、事務室は面積要件(3,000㎡)を超えない計画です。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

落札者決定基準に関する質問への回答(第2回)

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	落札者決定基準に関する質問への回答No.3にて、利用者需要予測は事業者にて提案することと回答されていますが、市の想定を超える計画を立案するため、市の想定をご教示頂けますでしょうか。	想定利用者数は事業者からの提案を期待する事項となるため、開示はできません。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答(第2回)

No	書類名	様式番号	I	(1)	1	①	項目等	質問内容	回答
1	資金調達計画書	I-1					関心表明書等	備考※5に関心表明書等の写しを添付することとありますが、本様式I-1に続けて添付すればよろしいでしょうか。また、金融機関名は表記してもよろしいでしょうか。 また、確認ですが、その他の提案書に関連して関心表明書を取得した場合、それら関心表明書の添付は、関連した提案書の様式に続けて添付すればよろしいでしょうか。また、企業名・団体名はすべて匿名にするという理解でよろしいでしょうか。(第1回個別対話結果NO.17により)	関心表明書は添付資料としてファイルの最後にまとめて綴じてください。なお、金融機関名、企業名、団体名は、副本では匿名の対応したうえで添付し、正本にて名称が把握できるようにしてください(対応表等でも可)。
2	様式集	I-2-1						エクセルの23行目～45行目、58行目～61行目、65行目～79行目、95行目～150行目が非表示とされていますが、当該部分は削除してよいでしょうか。	誤植ですので、削除します。
3	様式集	I-2-2						エクセルの7行目～23行目、33行目～36行目、44行目～47行目、75行目～130行目が非表示とされていますが、当該部分は削除してよいでしょうか。	誤植ですので、削除します。
4	様式集	I-2-3						エクセルの3行目～93行目が非表示とされていますが、当該部分は削除してよいでしょうか。	誤植ですので、削除します。
5	様式集	I-2-3					様式等	各項目は事業者の会計処理方法に応じて適宜修正してよいでしょうか。 具体的には、本事業では「割賦売掛金」は発生しないため別の項目名に修正する必要があると考えます。 また、「税引後当期利益」「税引後当期損失」の金額は当該期の法人税等を支払った後の金額となりますが、実際に支払うタイミングは次年度ですので、正確に資金計画を作成するため「税引前当期利益」「税引前当期損益」の金額を引用する資金収支計画をしたいと考えています。	現在の項目は残しつつ、適宜行を追加することは問題ありません。また、各年度の収支は決算期に合わせることで問題ありません。
6	収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次)	J-2				③	維持管理費(年次計画表)	修繕業務費の項目が【人件費、諸経費、その他】になっておりますが、【部位、設備】に名称を変更してもよろしいでしょうか。また、必要に応じ行を追加してもよろしいでしょうか。	「■修繕業務費」(104～110行目)については適宜、修繕業務内容(建築物、設備、公園施設・外構等、その他等の具体的な内容)にあわせて修正ください。なお、「修繕業務 ※事業期間中の修繕業務費を20年間で平準化した費用」(91～94行目)は現在の項目のとおり記載ください。
7	様式集	L-1					基礎審査項目チェックシート	すべての項目について「様式No」もしくは「入札参加者確認」欄のどちらかに必要事項が記入されているれば、基礎審査項目を満たすとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、様式Noを記載している場合は、確認事項との対応を十分ご確認ください。
8	委任状(代表企業用)	2-10					代理人	第1回質問時の「様式集及び作成要領に関する質問への回答No.52」において、受託者欄には「久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載」との回答が出ていますが、様式2-10は支店長等の名義で名簿に登録されている場合の委任を想定したものであり、名簿に登録のない本社担当者が提出する際の委任に対しては本様式の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	代表企業の代表取締役名にて、久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本様式の提出は不要です。
9	委任状(代表企業用)	2-10					受託者住所	受託者欄の住所は会社住所ではなく、受託者の住民票記載の住所で間違いはないでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている住所を記載ください。
10	提出書類の作成要領	なし	Ⅲ	(2)	1)		入札参加資格審査に関する提出書類	第1回質問の回答にて、印刷は「全て片面印刷」と記載がございましたが、定款や会社案内等の様式以外の書類は片面印刷での用意が難しいです。その場合、両面印刷でもよろしいでしょうか？	可とします。
11	入札書類審査		Ⅱ	(2)			Ⅱ 設計業務に関する事項	(2)①～③について、余熱と公園とで枚数指定がありますが、枚数の内訳に応じて配点の内訳も変わるのでしょうか。例えば、③については余熱10点＋公園30点＝40点となるのでしょうか。	総合的な評価を実施するため、枚数と点数配分に関する関係性はございません。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答(第2回)

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業予定者が支払う賠償金について施設費(税込)の10分の2に相当する金額は多額となることから本項を削除いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。